

第10章 消防施設等

- 1 関係法令に定める基準に従い、消火栓、防火水槽その他の施設を適切に整備するほか、避難広場及び防火帯の設置などについても、十分配慮すること。
- 2 開発区域内の消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る消防水利の基準に適合していない場合においては、事業主において当該基準に適合する消防水利を整備すること。
- 3 その他消防施設等の整備については、法令に定めるもののほか、呉市消防長が別に定める基準により、協議の上、設置すること。